

# MONEY FOR PRESIDENT

## 高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー  
高橋 学



51歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

## 契約ルールの変更に注意しましょう

### 約120年振りとなる民法の大幅改正

こんにちは、高橋学です。春、新年度のスタートです。皆さんはこの4月から、契約等のルールが大きく変わるのをご存じでしょうか。民法の契約等に関する部分(債権法)が大幅に改正されるため、身近な生活に加え、ビジネスに関係するルール変更も数多く含まれています。

まず覚えておきたいのが、下記ポイント1の「保証人の保護に関する改正」です。アパートを借りる際の保証人など、一定の範囲に属する不特定の債務を保証する契約を「根保証契約」と言いますが、根保証契約はこれまで、債務対象が特定されにくく保証人の負担が重い等の指摘がありました。改正後は、個人がこの契約を結ぶ場合、支払いの責任を負う上限である「極度額」を定めなければ無効となる規定が加えられます。また、事業主が融資を受けるに当たって、個人が事業用融資の保証人になる場合、新たな手続きが必要になることも見逃せない改正点の1つです。公証人による保証意思確認の手続きが新設され、この手続きを経ないで結んだ保証内容は無効となります。

### 約款を用いた取引に関する改正

ポイント2の「約款(定型約款)を用いた取引に関する改正」も、多くの人に関係する見直しの1つです。不特定多数の顧客を相手方として取引を行う場合、予め定めた約款に基づいて契約を行うケースは多いものです。これまで民法には約款の規定がなく、トラブルになることもありました。これが改正後は、当事者間で定型約款を契約の内容とする旨の合意をするか、取引を実際に行う際に、定型約款を契約の内容とする旨を顧客に表示することで、契約を成立させることが可能となります(ただし、上記条件を満たしても、信義則に反して顧客の利益を一方的に害する不当な条項は契約内容として認められません)。

その他、ポイント3の「法定利率に関する改正」や4の「消滅時効に関する改正」、5の「意思能力に関するルール」や「賃貸借に関するルール」の明文化も、覚えておきたい重要な改正点。債権法の改正項目は約200にも及びます。ご自身の生活やビジネスでルール変更への対応を忘れてはいないか、「法律の勉強」をすることを勧めます。 **M**

### 民法(債権法)改正の主なポイント

POINT  
1

#### 保証人の保護に関する改正

- ・限度額の定めのない個人の根保証契約の無効化
- ・公証人による保証意思確認の手続きの新設

POINT  
2

#### 約款(定型約款)を用いた取引に関する改正

- ・定型約款が契約の内容となるための要件の新設
- ・定型約款を変更する場合のルールの新設

POINT  
3

#### 法定利率に関する改正

- ・年5%から年3%への引き下げ
- ・市中金利の動向に合わせて法定利率が自動的に変動する仕組みの導入

POINT  
4

#### 消滅時効に関する改正

- ・職業別の短期消滅時効の特例の廃止
- ・原則として、債権者が権利を行使することができることを知ったときから5年、または、権利を行使することができるときから10年のいずれか早い時期に時効が成立

POINT  
5

#### 基本的なルールの明文化

- ・意思能力に関するルール  
(交通事故や認知症などにより意思能力を有しない状態になった方がした法律行為は無効であることなど、判例で認められている確立したルールを条文に明記)
- ・賃貸借に関するルール  
(敷金や原状回復についての基本的なルールを定めた規定を条文に明記)